

岩手県告示第 754 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 都市計画の種類 区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 盛岡市玉山区洪民字鶴飼及び字越戸並びに芋田字下武道の各地内、紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第 5 地割の地内（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部並びに盛岡市役所、盛岡市玉山総合事務所、矢巾町役場及び滝沢村役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。